

平成26年度第4回  
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成27年2月3日（火）午後2時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 地下2階 2号会議室

## ■ もくじ ■

1	開会	3
2	議事	3
	(1) 具体的な施策に関する議論の整理	
	・ 施策① 届出	
	・ 施策② 普及啓発	
	・ 施策③ 景観まちづくり	
	・ 施策④ 景観重要建造物等	
3	閉会	19

平成26年度第4回札幌市都市景観審議会

1 日 時 平成27年2月3日（火）14時00分～15時00分

2 場 所 札幌市役所本庁舎 地下2階 2号会議室

3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ8名（巻末参照）

札幌市：市民まちづくり局都市計画部長

市民まちづくり局都市計画部地域計画課長

市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観係長

市民まちづくり局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長

4 議事

（1）具体的な施策に関する議論の整理

- ・施策① 届出
- ・施策② 普及啓発
- ・施策③ 景観まちづくり
- ・施策④ 景観重要建造物等

## 1. 開 会

○事務局（地域計画課長） それでは、定刻でございます。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員12名中9名の方がおそろいでございます。札幌市都市景観条例施行規則第25条第3項により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまより、平成26年度第4回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております市民まちづくり局都市計画部地域計画課長の稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認からお願いいたします。

本日、各委員のお席には、配布資料1として本日の会議次第、配布資料2として座席表がございます。

ここで、恐縮ですが、訂正がございます。

事務局の手違いで、廣川委員の座席が漏れておりますが、廣川委員は八木委員の隣にお座りいただいております。おわびして訂正させていただきます。

次に、後ほどご説明いたしますが、説明資料1としてスライドの資料をそのまま印刷してお配りしております。

以上3点でございますが、不足等はございませんか。

なければ、次に、連絡事項でございます。

鈴木委員と西山委員におかれては、欠席とのご連絡を頂戴しております。

小澤委員におかれては、後ほどおいでいただけたらと思います。

それでは、議事に入りたいと思いますが、この後、議事に入ってから、場内の写真撮影はご遠慮くださいますよう、お願いいたします。

それから、各委員へのお願いです。本日、机上にハンドマイクを置かせていただいておりますが、この会議室は音が響くものですから、議事録作成の関係で、マイクをご使用いただきますよう、お願いしたいと思います。

それでは、以降の進行につきましては、濱田会長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○濱田会長 それでは、進行役を務めさせていただきます。

今日は、時間が限られておりますが、事務局でかなり詰められた内容となっておりますので、それらを説明して頂いて、委員のみなさまのご意見をいただくということで進めてまいります。

それでは、議事（1）具体的な施策に関する議論の整理として、各施策についてそれぞれ説明していただきたいと思っております。

○事務局（都市景観係長） 都市景観係長の伊藤でございます。

私から、今回の議題の、具体的な施策に関する議論の整理について、事務局で作成した資料を説明させていただきます。

本日は、スライドとお手元の資料を使って説明いたしますが、同じものになっておりますので、細かい部分については、お手元の資料で確認していただければと思います。

3ページですが、まず、具体的な施策に関する議論の整理として、今、スケジュールの上でどういう段階にあるかを確認させていただきます。

これまで、第1回から第3回まで審議会を実施し、今回は第4回でございますが、これまで、具体的な施策として、届出制度、普及啓発、景観まちづくり、景観重要建造物等について、それぞれ議論していただきました。

今回は、これまでいただいた意見を網羅的に整理し、全体をおさらいした上で、追加の視点や意見等をさらにいただき、それらをもとに、今後の見直しの方向性の絞り込みに向けた検討をしていきたいと思っております。

なお、下のほうにありますように、先月、市民・関係事業者意識調査等として、市民アンケートを1月16日から1月30日にかけて実施し、今、取りまとめ中でございます。

また、2月22日には市民ワークショップを実施する予定で、それに引き続き、子どもアンケート、関係事業者アンケートを行うため、今、それぞれ準備をしております。

第5回の審議会については、昨日ご案内したとおり、3月18日に開催する予定で、それぞれ具体的な施策ごとに、見直しの方向性を絞り込んでいきたいと考えております。

4ページは、既にお示ししている資料ですが、これまでの議論を振り返って、どういった話をしてきたかについてまとめました。

今回見直す都市景観基本計画と景観計画のそれぞれについて、位置づけや目標年次、計画の区域、計画内容をまとめておりますが、細かい部分は、既に一度説明しておりますので、割愛させていただきます。

5ページは、都市景観基本計画に持たせるべき役割や現状の計画内容、そして、見直すときにどういうものにしていけばいいのかについて、今後の議論に向けての視点としてまとめております。

6ページは、同様に、景観計画に持たせるべき役割や現状の計画内容、見直しの方向性をまとめておりますが、届出、普及啓発、景観まちづくり、景観重要建造物等、それぞれの具体的な施策について掘り下げた議論をし、それをフィードバックして、都市景観基本計画と景観計画の見直しの方向性を絞り込んでいくこととしました。

7ページですが、見直しの方向性の絞り込みに当たっては、大枠の方向性について仮説立てを行いました。

現状の景観施策では、都市の拡大成長期において、モノづくりを通じて、受動的・保存的に都市の外観を制御するための施策であったのですが、今後の景観施策の方向性としては、都市の成熟期において、都市景観（ヒト／コト／モノ）を構成する要素を幅広く捉え、これらのコーディネーターやマネジメントを通じて、能動的・創造的に都市の魅力・活力を

向上させるための施策にしていくという仮説を立て、その視点から、届出、普及啓発、景観まちづくり、景観重要建造物等について考えようということで、議論を進めてまいりました。

8ページ以降には、第1回、第2回、第3回の審議会において委員からいただいた意見をピックアップして、まとめておりますが、これは議論の経過を記録したものですので、細かい説明は割愛させていただきます。

8ページは、景観計画と基本計画についていただいた意見のまとめでございます。

9ページは、届出制度についていただいた意見のまとめでございます。

10ページは、普及啓発についていただいた意見をまとめたものでございます。

11ページと12ページは、景観まちづくりについていただいた意見について、③-1と③-2としてまとめております。

13ページは、景観重要建造物等についていただいた意見のまとめでございます。

このような形で、4つの施策に関していただいた意見を取りまとめ、それを踏まえて、それぞれの議論の中でお示しした課題と論点について改めてまとめましたので、それをご説明します。

15ページは、届出に関していただいた意見をまとめておりますが、大きく四つの項目に分けました。

届出制度のあり方については、現在の届出制度の仕組みは悪いものを規制するのには有効だが、よりよいものの誘導には限界がある。また、建物の完成後も継続的に基準が守られていく仕組みが必要ではないかという意見がございました。

景観協議手法については、専門家のアドバイスをもらうなどして、申請することによってメリットやインセンティブが得られる仕組みが必要ではないか。また、能動的・創造的な仕事や取組に対する評価の仕組み、例えば都市景観賞などが必要ではないかという意見をいただきました。

届出対象については、届出対象規模以下でも周囲への影響が大きい場合があるので、届出対象の追加を検討してはどうか。また、届出対象は地域の景観特性に配慮したものとしてはどうか。それから、まち並み全体をどうしていくかが重要である。そして、都心以外の地域も重点区域に入れてはどうかという意見がございました。

公共事業については、公共事業こそ景観の視点から十分な検討が必要である。また、他部署と連携することはよいことという意見をいただいております。

16ページ以降は、いただいた意見を踏まえて、前回お示しした課題と論点を改めて整理し直したのですが、アンダーラインを引いた部分が修正や追加をしたところでございます。

16ページの届出制度のあり方の課題については、①景観阻害要因の規制と②景観上優れたものの誘導が同じ届出制度の中で同様に扱われているということ。また、関連して、これはもともとあった部分ですが、アクセント基準等、行為の制限において、定量、定性

的な制限が混在しているということがございます。

これらに対して、見直しの方向性を踏まえた論点としては、①景観阻害要因の規制と②景観上優れたものの誘導は、目的別に制度のあり方を再整理していく必要があります、今後は②の仕組みの充実を検討するとともに、景観計画の行為の制限についても、①と②を区分して再整理する必要があるというふうにまとめております。

さらに、課題として、一度届出をすれば、その後、一部を変更しても届出が必要とならないものがあり、継続的に基準が守られているか確認できないということを今回追加しております。

これに対する論点としては、建物完成後も継続的に届出や相談をしてもらうような制度・仕組みづくりの検討というふうにまとめました。

17ページの協議手法については、当初お示ししていた資料を入れかえたもので、追加項目がございませんので、説明は割愛させていただきます。

18ページの届出対象の課題については、もともとお示ししていたものです。

それに対する論点として、景観計画区域の大規模の届出対象の見直し、追加、除外も視野に入れるという部分に、例示として、市街地の特性・区分に応じて届出対象を設定することがあるのではないかと追加しております。

公共事業の課題については、改めて整理して追加しましたが、公共事業における景観の視点からの検討の仕組みが確立されていないとしております。

それに対する論点としては、景観形成に対する先導性の向上とか、協議の仕組みの充実、早い段階からの協議や専門家の関与というふうにまとめております。

次に、普及啓発についても、同様に、いただいた意見をまとめ、課題と論点を改めて整理しております。

20ページは、普及啓発に関する意見を三つの大きな項目に分けております。

取組手法については、イベントを実施するだけでは景観の普及啓発になっていないのではないかと。また、市民の周知度を把握した上で効果的な取り組みを考える必要がある。そして、関わっている市民の動きが見えることが他の市民の意識向上につながる。情報発信の工夫をしていくべきという意見をいただいております。

取組体制については、多種多様な事業を行っているが、相互の関係性の整理が必要。また、行政からの投げ掛けが行政と市民の協働につながり、さらに市民主体の取組へと発展することを目指す方向性は良い。そして、市民主体の景観資源選出事業は試行段階だが、これまでの取組結果の評価が必要である。それから、行政と市民、事業者の役割を再整理し、行政がきっかけを与えると、市民、事業者の取組が展開される関係を築くことが必要である。あるいは、市民、事業者による主体的な取組が継続するための財源や組織等の仕組みも必要であるという意見がございました。

今後の進め方については、今後の取組イメージや目指すべき目標を具体的に設定することが必要である。また、多種多様なコンテンツがあるが、地域住民の主体的取組を促すよ

うな事業に絞り込む必要もあるのではないか。そして、子どもたちや高齢者という幅広い年代を考えていく必要があるという意見をいただいております。

21ページは、いただいた意見を踏まえて、普及啓発に関する課題と論点について再整理したのですが、アンダーラインを引いた追加・修正部分を中心にご説明します。

取組手法の課題については、二つありますが、下のほうで、イベントの開催自体が目的にならないようにしなければならぬとしております。

これに対する論点としては、多くの市民や事業者に興味、関心を持ってもらう事業の実施、コンテンツの開発はもとより、効果的に連鎖、拡散を生むような情報発信をしていくとしております。

取組体制の課題については、二つありますが、上のほうで、行政、市民、事業者等の役割分担が不明確であるというふうにまとめました。

これに対する論点としては、市民、事業者、専門家、行政等、各主体の役割の整理を検討していくとしております。

基本的考え方については、今回、新しく整理しましたが、課題としては、ビジョンや都市景観基本計画における位置づけが弱いのではないか。また、個別の取り組み相互の関係性が明確ではないというふうにまとめました。

これに対する論点としては、都市景観基本計画等において、基本的考えを整理し、個別の取組を位置づけていき、景観まちづくりへの展開をしっかりと見据えていくとしております。

続いて、景観まちづくりに関しては、景観まちづくり担当係長の山田から説明させていただきます。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の山田でございます。私から、引き続きご説明させていただきます。

23ページですが、景観まちづくりに関していただいた意見を大きく四つに分けて整理しております。

景観ガイドラインの必要性については、地区計画制度のような厳格なものに加えて、景観ガイドラインのような、やわらかい手法での取組は重要であるといった意見をいただいております。

景観ガイドライン等作成に当たっての地域との関係づくりについては、行政からきっかけを投げ掛けた場合に、その後も行政主導となってしまう懸念がある。また、取組が地域にとって規制になるのではなく、今までできなかったことができるようになるなど、前向きな見通しを持って協力関係を築いていくことが必要である。そして、建てかえを検討している地権者など、具体的に地域の人の視点で考える必要があるという意見をいただきました。

新たな地域への展開については、景観ガイドラインの検討から景観計画重点区域の指定まで、取組の発展段階がある。また、新たな地域では、地域にもメリットがあることが伝

わるのが重要である。そして、モデルとなる地区での成果が見えて、それが評価されることが、ほかの地域への連鎖、拡散の流れを生み出すのではないか。さらに、大規模な公共投資などでは、初期の段階で景観ガイドラインをセットでつくることなどを打ち出す必要があるというご意見がございました。

景観ガイドライン等の運用のあり方については、例えば地域の協議会に意見を聞いた上で届出をするなどのエリアマネジメントにつながる仕組みが必要ではないかといったご意見をいただいております。

24ページ以降は、いただいた意見を踏まえて、課題と論点を再整理したのですが、アンダーラインを引いているところが追加した部分でございます。

景観ガイドライン等の取組の課題について、一つ目として、景観ガイドラインを制度的にどう位置づけるかは今後の検討としております。

それに対する論点としては、担保する制度や届出制度との連携、取組に対する助成、支援方策の検討、景観資源の活用を前回お示ししましたが、今回、地域主体の検討、運用を担保する仕組みの検討を追加しております。

二つ目の課題として、制限強化のみと受け取られる懸念があるとしております。

それに対する論点については、緩和制度等との連動や効果の啓発を当初お示しましたが、今回、行政と地域の良好な協力体制のもと、地域の視点に立って検討する必要性を追加しております。

三つ目の課題は、新たに追加したのですが、景観を良くすることのみを目的として新たな地域で取り組みを開始するには限界があるとしてしました。

それに対する論点としては、例えば、地域まちづくりの取組や大規模な公共投資など、さまざまな機会を捉えて、景観について考えていくことが必要としております。

25ページの景観まちづくりに係る助成金やアドバイザー制度の課題と論点については、今回追加した項目がございませんので、ご説明は割愛させていただきます。

続いて、景観重要建造物等についてご説明します。

27ページですが、いただいたご意見を大きく四つに分けて整理しております。

指定制度については、札幌景観資産の指定制度は、指定というより、登録制度などの緩やかなものとして、数を増やす努力をすべき。また、現在指定されているものの大半は、歴史資源、文化財であるが、景観資源という意味では可能性のある建物は数多くあるのではないか。それから、古いという共通の物差しがなくなると判断が難しい。そして、景観資源を増やしていくためには、所有者に何らかのインセンティブを与えることが必要ではないか。さらに、広い視点で資産というものを捉えると、道路、公園などの自然の資源も資産になるのではないか。あるいは、都市景観賞を受賞したものを指定の対象として検討することはできないかといった意見がございました。

助成制度については、コミュニティー活動で利用する場合等は積極的に助成対象とすべき。また、基金を創設して、景観資産に理解のある市民からのサポートを募るなど、市民

を巻き込んだ支援を考えてはどうかという意見をいただいております。

活用については、指定して保存することを主な目的とするのではなくて、緩やかに登録して活用される動きに変えてはどうか。また、活用事例を評価して情報発信をするだけでも変わってくるという意見がございました。

その他としては、所有者の意思とは別に、周りの状況、環境が弊害となって失われることもあるという意見もいただきました。

28ページは、これらの意見を踏まえて、課題と論点を再整理したものです。

景観資源の捉え方の課題としては、歴史的価値に着目した指定に限定されているということに、それ以外にも景観資源の可能性のある建物は数多いというのを追加し、歴史的価値以外の評価基準が定まっていないとしております。

保存・活用に向けた制度のあり方の課題としては、指定制度のみでは滅失を防ぐことは難しい。また、十分かつ機動的な支援が難しい。そして、技術的助言を行う手順が確立されていない。それから、利活用の可能性が広がらない。さらに、普及啓発以外の取組ができていない、あるいは、市民、企業等が協力・関与する仕組みがないとしておりますが、今回追加したものはございません。

それに対する論点については、新たな景観資源の掘り起こしとして、指定対象の拡充ということで、例えば、道路、公園、自然、景観賞受賞等を追加し、指定制度以外の可能性ということで、例えば、登録制度、リストアップ等を追加しております。

また、景観資源の保存と活用として、価値を高める活用事例の整理と、助成制度の見直しということで、例えば、活用への支援等を追加しました。

そして、市民、企業等への広がりについては、追加はございませんが、市民団体との協働と景観まちづくりとの連動を挙げております。

以上、これまでいただいた意見を整理し、課題と論点に反映した点を説明しましたが、不足するところなどについて、ご意見、ご議論をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○濱田会長 ありがとうございます。

これまでの審議会で各委員からの御意見・要望等を整理して、対応を丁寧に書いていただいていると思います。

質問、意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○坂井委員 ご説明、ありがとうございます。

まず、確認です。

私が忘れていただけだと思いますが、3ページにある市民アンケートはどのようなことをやられたのか、簡単にご紹介いただけますか。

○事務局（都市景観係長） 市民アンケートについては、3,000人の市民をランダムサンプリングで抽出して、その方々に送付しております。

内容としては、今の景観計画を策定するときに、札幌市内の景観や重点区域についてど

う思うかという印象調査を実施しましたが、それを今回もやって、どういうふうに変化したかを探るとともに、市民の皆さんが景観の取組に参加するとしたら、どんな取組か、お答えいただきたいと考え、そのような問いかけをしております。

それから、ほかの市町村が景観計画の策定の際に行ったアンケートなどを参考にして、具体的には言えないのですが、今回の見直しにかかわる部分で何点か設問を設けてアンケートを実施しました。

○坂井委員 すみません。送ってきたものを私が見落としていました。ありがとうございます。

これも私が忘れていただけなので、確認です。

同じページで、計画策定が平成27年度となっておりますが、27年度中に策定を終了させるということですよ。

○事務局（都市景観係長） その予定になっています。

○坂井委員 わかりました。

では、ここから質問です。

課題と論点についてですが、こういうことが問題だと指摘されたものを課題としてまとめて、その課題を解決するためには、こういった論点でこれから議論していく必要があるということでしょうか。この論点の位置づけがよくわからないので、そこから教えてください。

○事務局（都市景観係長） 課題を解決する方向性の候補として論点をまず網羅的に出して、これから、具体的な落とし込みや絞り込みをやっていくことになると思いますが、絞り込みをする前の論点として出させていただきました。

○坂井委員 わかりました。

16ページの論点のところに、「①景観阻害要因の規制」と「②景観上優れたものの誘導」と書いてあるのですが、景観上優れたものについては、例えば、賞をもらっているものとか歴史的建造物というふうにイメージが湧きますし、文章も書きやすいと思います。しかし、景観阻害要因というものを定義するのは難しいと思いますが、どんなふうに考えていらっしゃるんですか。

○事務局（都市景観係長） 地域によって阻害要因が変わってくると思いますが、今まで届出協議を行った経緯や、実際に地域で景観まちづくりをやっているところもありますので、その辺から、どういったものが景観阻害要因となるか、定義づけの段階から整理していかなければならないと思っております。今、そういうデータがありませんので、それらも含めて、今後、整理していかなければならないと考えております。

○坂井委員 景観阻害要因という言葉がちょっと強いですし、客観的に分析した後に主観が入ったりして、この定義は本当に難しいです。

それで、②は保全ということだと思いますが、①は規制で、この①と②が並列するののかについては、もう少し議論が必要かなと思いました。

○濱田会長　ここは、届出制度が目指すことは何か論点だということでしょう。それで、景観阻害にならないように制御するという従前の観点から、今後は、良いものを引き出せるように、民間の力も含めて、より積極的な方向に踏み出すことを今回盛り込みたいという意味と私は解釈しているのですが、そんなことでよろしゅうございますか。

○事務局（都市景観係長）　はい、そうですね。

○濱田会長　皆さん共通の御感想かと思いますが、私たちは個別に意見を言いつ放しという状態なのですが、事務局で、それをしっかりと整理していただいています。

それで、アンケートについては、前回と今回の違いとして、例えば、回答率が上がったとか、答えの中で以前よりはこういう傾向があるということは、今後、分析していただいて、次回以降にご報告があるということでしょうか。

○事務局（都市景観係長）　まだ集計中ですので、次回の審議会でお示ししたいと思っております。

○濱田会長　いろいろな意見が出て、課題と論点が整理されているのですが、もっと骨太なところで、ここに踏み出すのだという景観施策としての強い意思の表明として整理していくことも必要だと思います。それは、いろいろな議論をした上でということになるかと思いますが、市民に対して、こういうことをめざして、これから皆さんと一緒に取組んで行きたいと、きちんと伝えていく必要があると感じました。

たくさん論点を挙げて、いろいろなところをきめ細かくやっているとありますが、基本計画と景観計画を見直して、こういう方向に踏み出そうとしているのだという意思をあらわすことを意識して、整理していったらどうかと感じました。これは全体の方針に関することです。

ほかにいかがでしょうか。

○斉藤委員　大きな話は、7ページに書かれています。

これまでは、受動的・保存的ということで、守るほうに重きがあったのですが、これからは、積極的にクリエイティブにやろうということだと思います。ただ、それが各論になると、なかなかそこまで書けていないかなという感じがするのですが、私たちも結構いろいろなことを申し上げて、それをきちんとまとめていただいていることについては、大変なご苦勞があったと思います。

その上で、16ページですが、今の論理から言うと、坂井委員も言ったように、景観阻害要因を規制するというのが①に来て、優れたものの誘導が②に来るのは逆ではないですか。どういう景観を目指して、そこへどう誘導するのか、それはエリア別に少し変わるかもしれませんが、そういうことに照らして、ここではこういうことはしないでくださいという順序になるのではないですか。

○事務局（都市景観係長）　今までは、形成方針を掲げつつも、それを生かした協議が実現していない部分があることを考えると、まずはそこだろうというのは、確かにおっしゃるとおりでございます。

○濱田会長 過去の届出制度は、どちらかという予防的措置のようなものですが、景観の取組は、往々にしてそういうことがきっかけになります。例えば、函館でいえば、函館山の中腹に中高層マンションが建ち始めたことをきっかけにして始まりましたので、多分、阻害要因に対してブレーキをかけることに主眼をおいて制度ができたことを引きずっているのだと思いますが、今回、見直していくのであれば、原点に戻って、そもそものところをしっかりと書くべきではないかというのが斎藤委員の意見でした。今後、そこを検討していただくということによろしいでしょうか。

○廣川委員 まず、15ページで、届出対象について、「都心以外の地域（苗穂地区や円山地区等）」とありますが、例えば、新さっぽろ地区などは整備事業がこれから大きく始まるので、それも想定の中に入れておいたらどうかという程度の話です。

次に、23ページのガイドラインに関するところですが、新たな地域への展開として、市電ループ化について、「セットで作ることなどを打ち出すことが必要である」とあります。これについては今どこまで進捗しているのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今、札幌駅前通の景観計画重点区域は、札幌駅から大通までにとどまっておりますが、市電をループ化するエリアも含めた大通地区の魅力の向上という観点で、今後、大通から南側も景観について考えていこうということで、地域の商店街の方々も含めて、意見交換などをさせていただきながら、少し投げ掛けをさせていただきたいと考えております。

○廣川委員 駅前通の南ですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 駅前通の大通公園からすすきのあたりまでを考えております。

○廣川委員 これからの話ですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうですね。

○廣川委員 わかりました。

○片山委員 私がこの議論に加わったのは今期からなので、わかっていないこともたくさんあるのですが、既にあるものを残すためには、坂井委員が先ほど言われたように、保全するという事だと思えます。

ただ、既存のものではなく、これから景観上優れたものを誘導していく場合には、届出の流れの中でどのように促進していったらいいのか、私は具体的に思い描けないのですが、それについて何かアイデアがあれば、教えてください。

○事務局（都市景観係長） 前期も含めて、これまでの審議会で、地域の良さ、景観の特性、地域の特性としてどういうものがあるのかを掘り下げて、それらを材料に、しっかりと設計に反映させていくことが大事ではないかという意見をいただきましたので、その部分をもっとしっかりやっていく必要があると思っております。

今の届出協議は、重点区域は別として、全市一律の制限で協議しているようなところがあって、その地域の良さを設計に反映させることがなかなか難しい部分もありますが、そ

ういうものがうまく実現できれば、景観的な価値、良さが引き出せるのではないかと考えております。

○片山委員 今の状況だと、届出をする側は、もしかしたらこれがひっかかるかもしれないから聞いておこうとか許可を得ようというモチベーションだと思いますが、地域の特性を反映した設計になっているかどうかをチェックするときに、届出をする側は、あらかじめそれをどういうふうに知ることができるのですか。そこを聞かなければいけないという気持ちにさせるものとして、何かありますか。

○事務局（都市景観係長） まさにおっしゃったとおりで、今、そういうものが事前に明示されていなくて、どこかを調べれば出てくるというふうにはなっておりません。そこは今までなかった部分ですから、つくって、見せて、しっかり伝えていく、それを早い段階でやるのが今一番求められていると思っております。

○濱田会長 15 ページに、協議手法について書いてありますが、その辺で、届出の前に地域と協議する手法も少し具体的に示していこうということですよ。

○事務局（都市景観係長） 地域の声や視点、専門家の皆さんの視点もありますので、その要素として、地域の特性はもちろん、関わる人の見方、考え方もしっかり生かせるものにしていかなければならないと思っております。

○濱田会長 その辺はなかなか難しいのです。私たちもそれに近い立場で仕事をしていますが、アンケートでこうなっているから、こうやるべきと理事者に向かって言うときに、それが本当に論理的に正しいのかを判断するのはなかなか難しく、正直に言うと、ともすれば我田引水のところもなくはありません。ですから、今後、市民と協働で行うワークショップなど、制度的に成熟していかないと難しいところを含んでいると思います。

しかし、そこに踏み出してみようというのはすごく大事なことで、その辺の伝え方としては、いきなり正解には行かないけれども、こっちに踏み出せば、以前よりはいい方向に行ける可能性が高まるものです、というふうに伝えるのがいいのではないかと考えています。

それから、民主的に進めるとか、地域と協議することはいいことですが、目の前の切実な部分の話が強調されたり、声の大きい人の意見ばかりが通ってしまったり、難しいところもありますが、そのような流れをこれは民主的な手続を踏んでいると言われたときに、見識のある方が、長期的・総合的視点から判断して、それをストップさせるのはなかなか難しいところがあります。とはいいいながら、大きな流れとしては、地域とともに進める方向に行くようにチャレンジしていくべきだと私も思っております。

そういうことも含めて、前向きに検討していきたいと思っております。

○梅木委員 ずっと欠席していたので、前の議事録を読んできましたが、今、東京の都心では、都会のオアシスということで、すごく森が流行っています。東京は、皇居などがあって緑が多い都市だと言われていたと思いますが、去年巡って見たら、ビルの中や地下、屋上など、あちこちに、びっくりするぐらいの森みたいなものができていました。庭とい

うよりも森だなと思ったのですが、都市はそういうものを求めているのだと、ひしひしと感じました。

それで、皆さんが前回まで3回検討したのを見て、私が欠席して言わなかったということもあるかもしれないのですが、緑への捉え方のボリュームがすごく少ないと感じました。都市景観に緑は欠かせないのですが、札幌市内では、大通公園、植物園、北大ぐらにあるだけで、あとはほとんどないに等しいです。車で30分走って周囲に行けば、すぐに見られるとは思いますが、その検討内容が少ないと感じたものですから、つけ加えていただければと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

今の件に関しては、私も若干述べたいことがあります、斉藤委員、ランドスケープの立場でご意見があろうかと思えます。

○斉藤委員 私は、その分野の代表として出ているわけですが、その点についての発言が少なかったことは申し訳ないと思っています。

景観重要建造物等に関しては、全部建物となっているけれども、そうではないのではないかという意見を申し上げました。景観の大きな柱としては、建物、緑、地形、水系があるわけですから、前段などで、そういう文言を盛り込めるのであれば、表現を増やしていただきたいと、遅ればせながら、私からもお願いしたいと思えます。

○濱田会長 私からも、反省も含めて申し上げます。

札幌と首都圏や大阪を比べたとき、札幌都心部は、公共の緑はありますが、民有地側の緑が少ないのです。それは、多分、民間のディベロッパーの意識と市民意識が違うからだと思えます。

例えば、首都圏のマンションでは、駐車場が便利というより、庭の緑が多いほうが人気があるとか、その辺のことを敏感に察したディベロッパーが、そういうことをどんどんやっているのだらうと思えます。

ですから、市民の側からも、都心部といえども緑が必要だという、ある意味での文化のようなことをもう少し出していかないと、経済効率で数字を出して積み上げて、事業としては正解で、支店長が出世するというパターンになるのではないかと感じています。

それで、今回の計画の中で、札幌市民が望んでいる価値観がもっと伝わっていくと、届出のときに、緑あふれる案が出てくるようになるのではないかと思いますので、民有地側の緑の誘導は大きなテーマだと感じました。

特に、山鼻地区などでは、昔の屋敷が周りも含めて吸収されてマンションになって、圧倒的に緑が減っています。私は、そういうところを毎日たくさん見て通勤しているものですから、今後その辺りへの対応をどうしていけばいいのか気になっています。

○梅木委員 東京の友達がやっている例を聞いているのですが、私たちに比べて、都会の人はすごく緑を大事にしていると思えます。

例えば、世田谷では、オープンガーデンにしようというときに、それを行政が助けて、

家庭の緑が世田谷の宝だという形で事業を進めています。

それから、マンションを建てるとき、隣に荒れた公園があって、ディベロッパーがお金を出して、周辺の住民を巻き込んで、そこを自分たちの庭につくり直して、マンションの資産価値を上げるようにして、その仕事をNPOがとるということが普通になっていますし、まち中緑化も盛んに行っています。

札幌市では、大通公園以外は緑が少ないと言われることも多いので、もう少し緑のあふれる札幌市になるということが必要だと思います。

○斉藤委員 濱田会長ともよく話をしていることで、この場でも話したかもしれませんが、今のお話は、まちの価値を上げることは自分たちの財産の価値を上げるということですよ。緑が多ければ、毎日暮らしていて気持ちがいいわけですが、単に、緑が多いからすてきなまちだということだけではないと思います。

東京で、かなり地価の高い都心でもオープンスペースをつくって、緑を入れて憩いの場所としているのは、とりもなおさず経済的な論理だと思います。そういうふうやって、東京の都市としての魅力や価値を上げたから、東京オリンピックも招致できたということもあります。

そういうところまで言っていないと、どうしても、緑はプラスアルファで、あればいいけれども、なくてもいいという話になります。そうではなくて、緑が都市の本当の基盤で、それがあるかいないかで、その都市の魅力や価値が上がっていくか下がっていくかというとても重要なものだとちゃんと言っていないと、大事なところがなかなか伝わらないと思います。

○小川委員 観光客が札幌駅におり立ったときに、札幌のまちを見て、緑がないことにびっくりするのです。ちょっと行けば大通公園があって、そこが緑にあると言われても、やはり、札幌駅が第一印象になると思います。札幌駅でおりて大通公園に行くまでの間が緑豊かであれば、それは景観としてすごくいいと思いますが、第一印象としてすごく寂しいということがあるので、それも含めて景観整備をしていただけたらいいなと思います。

○濱田会長 ほかにいかがでしょうか。

○奈良委員 こういう届出システムができると、届出をする側は、何を審査されるのか、どのように出せば審査に合格するのかから始まりますので、私は、いいものを出してもらうためにどうやるかというより、届出をする立場から見てしまいます。

これは、ほかにたくさんある届出制度に準じてやるのではなくて、一つ一つの場所に応じるという形なので、届出の内容をチェックするための項目の整理が物すごく大変ではないかと思いますが、それが複雑になると、届出をする側は、出す前にうんざりしてしまいます。

結果として、いいものになるかもしれませんが、手続が余りにも煩雑になってしまうと、それが足を引っ張る可能性がありますので、そういうことを考えながら、なおかつ、いいほうに引っ張られるようなシステムを考えていくのは物すごく大変だろうと思います。しか

し、期待します。

○濱田会長 ありがとうございます。

八木委員、よろしければご発言をお願いします。

○八木委員 審議会のたびに発言したことは何となく覚えているのですが、毎回、かなり多岐にわたる内容で、たくさん資料に関して感じたままを述べてきました。それを今日、具体的に整理することが果たしてできるのかなと思いますし、一つ一つについて感想を言っていると、話が微々細々に分かれていくと思います。

それで、来年1年間かけて新しい基本計画をつくらなければならないというゴールが見えている中で、課題として出てきたものについて、この論点を使って解決していこうとするのか、課題を解決するために、この計画を立てていこうとするのか、どういうふうを考えたらよろしいのでしょうか。

○事務局（都市景観係長） 私個人の考え方になるかもしれませんが、後者だと思っております。計画をつくって、それを運用して、10年とか20年かけて課題を解決していくことになると思います。

1年間で、全ての課題を解決できるパーフェクトな計画をつくれるかということ、それは難しいと思います。状況も変わっていくと思いますので、それに応じて柔軟な対応が可能な計画をつくっていくことになると思います。

今までの計画は、都市の拡大期に対応して、少し画一的に、セーフティーネットをかける形で行って行っていたので、柔軟性という点では不足して部分があると思います。そこを機動的に回していけるものにするために、そのベースになる部分をこの1年間でつくっていくことになると思っております。

○八木委員 それであれば、これだけある課題について、ジャンル別に4つに分けると同時に、時間軸で整理することも必要だと思います。そういう整理をすると、前回お話をしたループ化についても、完成はいつになるのか、それまでに何をしたらいいのかが見えてくると思います。

課題がかなり山積みになっていますので、あらかじめ、一つ一つの課題について、中長期的なものか、来年できるのか、今やらなければいけないのかという整理をしておかないと、その整理だけで時間が経つと思います。最終的に立派な計画書をつくることよりも、できるものから改善していく、どんどん進めていくことが大事だと思います。

それで、この1年関わってきた中でも、ほかにやっていたらよかった啓蒙的な企画とか、ベンチの色を塗ったということなどが事後報告的に上がってきましたが、常日ごろ、都市景観の問題に現場としてかかわっている皆さんが、この審議会で、これについてはどうだろうかとか相談できる場でもあってほしいと思います。そうでないと、この場で何かまともなものをつくろうとしても、机上の空論になってしまって、現実とずれが出てくるのではないかと思います。

私も整理し切れていないまま話をしているのですが、まずは何ができるのかを時間軸で

整理していくことが必要ではないかと思いました。

○濱田会長 これまでの議論や、今日の整理の中にもありましたが、具体的に、こういう動きがあって、こうなって行きますというプロセスを多くの市民の目に見えるものにして行く、市民再度も、いいことだから私たちも頑張ろうと思えるようにつなげていきたいということでした。その辺りをうまく伝えて、市民が積極的に参画してこられるようなものにできればと思っています。

私自身の体験では、道内の小さな自治体で仕事をすると、そういう積極的な動きやマイナス面としての課題も結構見えてきます。札幌ぐらいの大都市のスケールだと、その辺がだんだん希薄になって、先ほどの八木委員の話のように、気がついたときには、もうそうなってしまっていたということになりがちですが、今回は、そこに手をつけようとされているのだろうと感じています。

私が会長となつてからの審議会では、テレビ塔の色の議論がありましたが、以前よりは市民の間でも議論をされるようになってきたと思います。今回の検討案の心意気としては、そういうところを目指そうということがかなり伝わってきていますので、私たちも精いっぱいお手伝いしながら、いい方向に持っていければと考えています。

○坂井委員 皆さんのご意見を聞いて思うのですが、この二、三回、個別の議論をしてきたので、全体像が見えなくなっているということがあります。

最初の質問の仕方が悪かったのですが、平成27年度に計画策定をするというのは、都市景観基本計画と景観計画の両方を見直すということですよ。

○事務局（都市景観係長） そうです。

○坂井委員 そうしますと、5ページと6ページの両方に書いてあることをやらなければいけないのですが、6ページの下半分は煮詰まっているのに、5ページと6ページの頭のほうの大きな図が見えづらくなっています。1回目と2回目で議論した気がするのですが、やっていないとは言いませんが、見えづらくなっているのではないかという気がします。

ですから、次回は、可能であれば、今話している4つの取組がどんなことになっているのかを大きな図で示していただきたいと思います。

大きな図で、こういう方向を目指しているから、この4つの取組があるという話だったと思いますが、私はそこを忘れていただけだと思いますので、思い出させていただきなから、5ページと6ページにあるクエスチョンマークを埋めていく作業をしていく必要があると思いました。

○濱田会長 まさに、そこをやっぴこうということでもいいのですよね。

○事務局（都市景観係長） はい。

○濱田会長 さらに言えば、審議会の回数についても、その辺を視野に入れながら、議論の深まりを期待しているということですよ。

○事務局（地域計画課長） 補足です。

今いみじくも坂井委員にまとめていただきましたが、坂井委員がおっしゃるとおりで、

議論の論点をぼかさないうために、具体的な施策から一通りレビューをしていただくという形で進めてきて、本日提示した論点についても、これが結論ではなくて、施策をレビューした結果の問題意識として、フォーカスを絞り込んだということです。

先ほど、八木委員から時間軸の話もありました。すぐに結論が出せる部分と、制度設計を含めてかなり時間のかかる部分があると思いますが、最終的には大きな骨太の方針を基本計画の中でどう位置づけるかということを含めて、大きい議論と各論の行ったり来たりをもう一年積み重ねながら、大きな見直しにつなげていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○濱田会長 今、課長から話がありましたが、そういうことですので、フィードバックもしながらということになると思います。景観の問題については、現場のことや背景になる仕組みなど、いろいろなことが絡んできますので、循環というのはとても大事なかなと思います。それをしっかりやっていただき、私たちも一緒になってやっていくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○濱田会長 あとはいかがでしょう。追加のご意見等があればどうぞ。

○坂井委員 そういった前提で、細かいことを質問させていただきます。

18ページについて、先ほど片山委員から、どの種のもを届出対象にするのかという話がありましたし、奈良委員からは、チェックリストというお話もありましたが、届出対象をどう見るのかが重要だと思えます。

論点を見ると、景観計画区域では大規模のもので、重点区域では全ての規模と書いてありますが、大規模とは何平米以上という感じで考えていらっしゃるのですね。

○事務局(都市景観係長) これは現状として整理している部分ですので、今後、その辺も含めて考えていかなければならないと思えますが、大規模なものについては、1万平米以上とか高さが高いものと考えております。

重点区域では、まさに全ての規模ということと考えております。

○坂井委員 これも、多分、規模でやるのが一番わかりやすいのですが、例えば、ニューヨークでは、歴史的な建造物の周辺で何かやるときという区分で届出をさせるとか、都市によっては、自分のアイデンティティをどこに持つかということをやっているところもありますので、その辺は、柔軟に、それこそ地域の特性に応じた届出の対象物件が決まってくるのかなと思えました。

○濱田会長 ここに例として書いてありますので、地区によって少し張りをつける格好で、このエリアはこれでいくということを目指そうとしているわけですね。これまでの議論の中でも、地域によって違いがあってもいいのではないかという話になっておりましたので、今後もまたそこが議論されると思えます。

あとはいかがでしょう。

○八木委員 単純な質問です。

今回、四つのジャンルとして、届出、普及啓発、景観まちづくり、景観重要建造物等となっていますが、この順番は何か意味があるのでしょうか。優先順位ではなく、議論が出た順位でしょうか。

○事務局（都市景観係長） 特に優先順位ということではないのですが、審議会で議論を進めていく順番も踏まえながら設定してみました。特に意味はなかったはずです。

○八木委員 何となくですが、順番としては、景観まちづくりが最初に来て、最後が届出かなと思ったのです。多分、並列ということかなと思いましたが、念のために聞きました。

○濱田会長 審議会の場を閉じてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○濱田会長 それでは、事務局に進行をお返しします。

○事務局（地域計画課長） 本日も、活発なご意見、ご審議、大変ありがとうございました。

議事録は、毎回と同様ですが、各委員に内容のご確認をいただいた上で確定し、確定後はホームページで公開させていただきます。また、委員の皆様宛てには、別途、直接郵送もさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、次回の審議会の予定です。

冒頭に伊藤からもご説明させていただきましたが、次回の審議会は3月18日水曜日14時からの予定でございます。会場等が決まりましたら、改めてご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、平成26年度第4回札幌市都市景観審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

平成26年度第4回札幌市都市景観審議会出席者

委員（9名出席）

梅木 あゆみ	(有)コテージガーデン 代表取締役
小川 光代	(一社)北海道建築士会 まちづくり委員会副委員長
片山めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
斉藤 浩二	(株)キタバ・ランドスケープ代表取締役
坂井 文	北海道大学大学院工学研究院 准教授
奈良 顕子	(有)奈良建築環境設計室 室長
濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
廣川 雄一	札幌商工会議所都市まちづくり委員会委員長 (株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長
八木由起子	(株)コスモメディア編集長局長